

岐阜県公報

号外(一) 平成二十一年三月三十一日

岐阜県税条例等の一部を改正する条例

目次

(税務課) ページ

本号で公布された条例のあらまし

岐阜県税条例等の一部を改正する条例(条例第四八号)

一 岐阜県税条例に関する事項

1 不動産取得税

(一) 住宅及び土地の取得に係る税率の特例措置について、その適用期限を平成二十四年三月三十一日まで延長することとした。(附則第七条の二関係)

(二) 宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の二分の一とする特例措置について、その適用期限を平成二十四年三月三十一日まで延長することとした。(附則第七条の五関係)

(三) 地方税法以外の法律等による政策の推進を税制面において支援する特例措置の縮減見直し及び適用期限の延長を行うこととした。(第五八条の五、附則第七条及び附則第七条の四関係)

2 自動車取得税

(一) 目的税から普通税に改めることとした。(第二章第六節関係)

(二) 新車新規登録を受けるもので排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境への負担の少ない自動車について、その取得が平成二十四年三月三十一日までに終わった場合は、現行の特例措置に代えて、次のとおり特例措置を講ずることとした。(附則第二二条の二関係)

(1) 次に掲げる自動車の取得について、税率を七五パーセント軽減すること。

ア 平成一七年排出ガス基準値より七五パーセント以上有害物質を低減し、

平成二二年度燃費基準値より二五パーセント以上燃費性能の良い自動車

イ 平成二二年排出ガス規制に適合し、かつ、平成二七年度燃費基準を満

たす低公害トラック等

条 例

岐阜県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十八号

岐阜県税条例等の一部を改正する条例

(岐阜県税条例の一部改正)

第一条 岐阜県税条例(昭和二十五年岐阜県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

目次中 「第六節 削除」を 「第六節 自動車

第七節 自動車税(第七十二条 第八十五条の二)」を 「第六節の二 軽

取得税(第六十一条 第七十一条) 「第二節 自動車取得税(第

油引取税(第七十一条の二 第七十一条の二十四)に、 「第二節 軽油引取税(第百

税(第七十二条 第八十五条の二) 「」を 「第一節及び第二節 削除」に改める。

百三十七条 第三百三十七条の十二) 「」を 「第一節及び第二節 削除」に改める。

第三十八条 第五百五十八条) 「」を 「第一節及び第二節 削除」に改める。

第二条の二第三項中「自動車税又は自動車取得税」を「自動車取得税又は自動車税」

に改め、同条第四項中「自動車税又は自動車取得税(軽自動車に係るものを除く。)」

を「自動車取得税(軽自動車に係るものを除く。)又は自動車税」に改める。

第三条第一号中「県たばこ税」を 「県たばこ税」に改め、同条第二号中 「自動車

取得税」を削る。 「軽油引取税」

第七条第二項第六号中「自動車税及び自動車取得税」を「自動車取得税及び自動車

税」に、「自動車税又は自動車取得税」を「自動車取得税又は自動車税」に改め、同

項第十一号中「第四百四十五条第一項」を「第七十一条の十第一項」に、「第三百三十八

(2) 次に掲げる自動車の取得について、税率を五〇パーセント軽減すること。

ア 平成一七年排出ガス基準値より七五パーセント以上有害物質を低減し、

平成二二年度燃費基準値より一五パーセント以上燃費性能の良い自動車

イ 平成一七年排出ガス規制に適合するなど一定の要件を満たす低公害ト

ラック等

(三) 次に掲げる低公害車(新車を除く。)の取得について、以下の特例措置を講ずることとした。(附則第二二条の二関係)

(1) プラグインハイブリッド自動車について、現行税率から二・四パーセントを軽減する特例措置を、平成二四年三月三十一日までの間の取得に限り創設すること。

(2) 電気自動車、天然ガス自動車及びハイブリッド自動車(バス・トラックに限る。)に係る税率を現行税率から二・七パーセント軽減する特例措置の適用期限を、平成二四年三月三十一日まで延長すること。

(3) ハイブリッド自動車(バス・トラックを除く。)に係る税率の特例措置について、軽減対象を平成一七年排出ガス基準値より七五パーセント以上有害物質を低減し、平成二二年度燃費基準値より二五パーセント以上燃費性能の良い自動車に限定して重点化するとともに、現行税率から軽減する率を一・六パーセント(現行一・八パーセント)としたうえ、その適用期限を平成二四年三月三十一日まで延長すること。

3 軽油引取税 目的税から普通税に改めることとした。(第二章第六節の二関係)

二 岐阜県税条例の一部を改正する条例に関する事項 上場株式等の配当及び譲渡所得等に対する県民税の税率の特例措置の適用期限

を平成二三年一月三十一日まで延長することとした。(附則第四項、第五項、第八項及び第一一項関係)

三 その他の事項

1 その他所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成二二年四月一日から施行することとした。

条第三項」を「第七十一条の二第三項」に、「第三百九十九条第一項」を「第七十一条の三第一項」に改め、同条第三項中「第三百三十八条第三項から第五項まで」を「第七十一条の二第三項から第五項まで」に、「第三百三十九条第一項」を「第七十一条の三第一項」に改める。

第十四条第一項中「本条」を「この条」に、「第五百二十二条第一項」を「第七十一条の十八第一項」に改め、同項第四号中「第三百三十七条の十第二項」を「第六十九条第二項」に改め、同条第二項中「本項」を「この項」に、「第三百三十七条の十第二項」を「第六十九条第二項」に、「第五百二十二条第一項」を「第七十一条の十八第一項」に改める。

第十五条第一項及び第十六条第一項第二号中「第四百四十二条第二項」を「第七十一条の八第二項」に改める。

第五十八条の五第一項中「協同組合連合会又は商店街振興組合」を「又は協同組合連合会」に改める。

第二章第六節を次のように改める。

第六節 自動車取得税

(自動車取得税の納税義務者等)

第六十一条 自動車取得税は、自動車の取得に対し、その自動車の取得価額を課税標準として、その自動車の取得者に課する。

2 前項の「自動車」とは、道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二十一条に規定する自動車(自動車に付加して一体となつてゐる物として施行令第四十二条に規定するものを含む。)をいい、同法第三条の大型特殊自動車及び小型特殊自動車並びに同条の小型自動車及び軽自動車のうち二輪のもの(側車付二輪自動車を含む。)を除くものとし、前項の「自動車の取得」には、自動車製造業者の製造による自動車の取得、自動車販売業者の販売のための自動車の取得その他施行令第四十二条の二に規定する自動車の取得を含まないものとする。

3 次に掲げる第一項の自動車(以下この節において「自動車」という。)の取得については、その取得の時に於ける当該自動車の通常の取引価額として施行規則第八十一条の十四の規定により算定した金額(以下この項において「通常の取引価額」という。)を第一項の取得価額とみなす。

一 無償でされた自動車の取得又は自動車を譲渡した者が親族その他当該自動車を取得した者と特殊の関係のある者で施行令第四十二条の五第一項に規定するもの

である場合その他特別の事情がある場合における自動車の取得で当該自動車に係る通常の取引価額と異なる取得価額によるもの

二 代物弁済に係る給付として又は交換若しくは民法第五百五十三条の負担付贈与(被相続人から相続人以外の者に対してされた同法第一千二百条第一項の負担付遺贈を含む。)に係る財産の移転としてされた場合における自動車の取得

三 次条第三項又は第四項の規定により自動車の取得があつたものとみなされる場合における当該自動車の取得

(自動車取得税のみならず課税)

第六十二条 自動車の売買契約において、売主が当該自動車の所有権を留保している場合においても、当該売買契約の締結を同項の自動車の取得(以下この節において「自動車の取得」という。)と、買主を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける自動車について買主の変更があつたときは、当該買主の変更に係る契約の締結を自動車の取得と、新たに買主となる者を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

3 自動車製造業者、自動車販売業者又は施行令第四十二条の二に規定する自動車を取得した者(以下この条において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法第一条第五項に規定する運行をいう。以下この条において同じ。)以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が運行の用に供した場合(当該販売業者等から当該自動車の貸与を受けた者がこれを運行の用に供した場合を含む。)においては、当該運行の用に供することを自動車の取得と、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。この場合において、当該販売業者等が、当該自動車について、道路運送車両法第七条の規定による登録を受けたとき(当該登録前に第一項の規定の適用がある自動車の売買がされたときを除く。)、同法第六十条の規定による自動車検査証の交付を受けたとき(同法第五十九条第一項に規定する検査対象自動車に係る場合に限る。)、又は同法第九十七条の三の規定による届出をしたときは、当該自動車の登録、自動車検査証の交付又は届出を当該運行の用に供することとみなす。

4 法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供することを自動車の取得と、

当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

(自動車取得税の税率)

第六十二条 自動車取得税の税率は、百分の三とする。

(自動車取得税の免税点)

第六十四条 取得価額が十五万円以下である自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。

(自動車取得税の徴収の方法)

第六十五条 自動車取得税の徴収については、申告納付の方法による。

(自動車取得税の申告納付)

第六十六条 自動車取得税の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の取得の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、規則で定めるところにより、申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。この場合において、自動車の取得が第六十一条第一項又は第六十二条第一項若しくは第二項の自動車の取得であるときは、売買契約書その他当該自動車の取得及びその取得価額を証する書類の写しを当該申告書に添付しなければならない。

一 道路運送車両法第七条の規定による登録、同法第五十九条の規定による検査(検査対象軽自動車に係るものに限る。)又は同法第九十七条の三の規定による届出がされる自動車に係る自動車の取得 当該登録、検査又は届出の時

二 道路運送車両法第十三条の規定による登録を受けるべき自動車の取得 当該登録を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日(その日前に当該登録を受けたときは、当該登録の時)

三 前二号の自動車の取得以外の自動車の取得で、道路運送車両法第六十七条第一項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車の取得又は道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)第六十三条の四第一項の規定による軽自動車届出済証の記入を受けるべき自動車の取得 当該記入を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日(その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時)

四 前三号の自動車の取得以外の自動車の取得 当該自動車の取得の日から十五日を経過する日

2 自動車を取得した者は、前項の規定の適用がある場合を除き、規則で定めるところにより、自動車の取得の事実に関し必要な事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

(自動車取得税の期限後申告及び修正申告納付)

第六十七条 前条第一項の規定によつて申告書を提出すべき者は、当該申告書の提出期限後においても、法第二百二十九条第四項の規定による決定の通知があるまでは、前条第一項の規定によつて申告納付することができる。

2 前条第一項若しくは前項若しくはこの項の規定によつて申告書若しくは修正申告書を提出した者又は法第二百二十九条の規定による更正若しくは決定を受けた者は、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準額又は税額について不足額がある場合には、規則で定めるところにより、遅滞なく修正申告書を知事に提出するとともに、その修正により増加した税額を納付しなければならない。

(自動車取得税の納付の方法)

第六十八条 自動車取得税の納税義務者は、第六十六条第一項又は前条の規定により自動車取得税額を納付する場合(第十四条第一項の規定により当該自動車取得税額に係る延滞金額を納付する場合を含む。)には、これらの規定による申告書又は修正申告書に、規則で定めるところにより当該自動車取得税額(当該自動車取得税額に係る延滞金額を含む。以下次項において同じ。)に相当する金額を証紙代金収納計器で表示する方法によつて納付しなければならない。

2 自動車取得税の納税義務者は、前項の規定により自動車取得税額を納付する場合には、知事がやむを得ないと認めるときに限り、前項の表示に代えて当該自動車取得税額に相当する現金を納付することができる。

3 第一項に定めるもののほか、証紙代金収納計器の設置及び印影の形式、証紙代金の納付の時期、証紙代金に係る過誤納金の取扱いその他証紙代金収納計器に関し必要な事項は、規則で定める。

(譲渡担保財産の取得に対して課する自動車取得税の納税義務の免除等)

第六十九条 知事は、譲渡担保権者が譲渡担保財産として自動車を取得した場合において、当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該取得の日から六月以内に譲渡担保財産の設定者に当該譲渡担保財産に係る自動車を移転したときは、譲渡担保権者による当該譲渡財産に係る自動車の取得に対する自動車取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 知事は、自動車の取得者から自動車取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認めるときは、当該取得の日から六月以内の期間を限って、当該自動車の取得に係る徴収金の徴収を猶予する。

3 知事は、前項の規定による徴収を猶予した場合にはその猶予した税額に係る延滞金額中当該徴収を猶予した期間に対応する部分の金額を免除する。

4 知事は、第二項の規定による徴収を猶予した場合において、当該徴収の猶予に係る自動車取得税について第一項の規定の適用がないことが明らかとなったときは、当該徴収の猶予を取り消さなければならない。この場合において、徴収の猶予を取り消された者は、直ちに当該徴収の猶予がされた自動車取得税に係る徴収金を納付しなければならない。

5 知事は、自動車取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該自動車取得税について第一項の規定の適用があることとなつたときは、同項の譲渡担保権者の申請に基づいて当該徴収金を還付する。

6 第二項の申告又は前項の申請をしようとする者は、規則で定めるところにより、申告書又は申請書を知事に提出しなければならない。

(自動車返還があつた場合の自動車取得税の還付又は納付義務の免除)

第七十条 知事は、自動車販売業者から自動車の取得をした者が、当該自動車の性能が良好でないことその他施行規則第八条の十九に規定する理由により、当該自動車の取得の日から一月以内に当該自動車を当該自動車販売業者に返還した場合は、その者の申請により、当該自動車の取得に対する自動車取得税額が既に納付されているときはこれに相当する額を還付し、当該自動車取得税額がまだ納付されていないときはその納付の義務を免除する。

2 前項の申請をしようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

(自動車取得税の減免)

第七十一条 知事は、次の各号に掲げる者が当該各号に掲げる自動車を取得したときは、規則で定めるところにより、自動車取得税を減免することができる。

一 天災その他の災害（以下この項において「天災等」という。）の被災者が当該天災等により滅失又は損壊した自動車を代わるものとして知事が認める自動車を取得したとき。

二 天災等の被災者が自動車を取得した直後に当該天災等により滅失又は損壊した

場合における当該自動車を取得したとき。

三 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条に規定する公的医療機関を開設する者で規則で定めるものが救急、採血又はへき地巡回診療のため使用する自動車を取得したとき。

四 身体障害者（身体に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるものに限る。以下この号及び第八十五条の二第一項第三号において同じ。）又は精神障害者（精神に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるものに限る。以下この号及び第八十五条の二第一項第三号において同じ。）が次に掲げる自動車の取得をしたとき。

イ 身体障害者が自ら運転する自動車の取得

ロ 身体障害者又は精神障害者（以下この号及び第八十五条の二第一項第三号において「身体障害者等」という。）と生計を一にする者で規則で定めるものの運転する自動車の取得（当該身体障害者等が年齢十八歳未満の者である場合には、当該身体障害者等と生計を一にする者の自動車の取得を含む。）

ハ 身体障害者等を介護する者で規則で定めるものの運転する自動車の取得（当該身体障害者等が年齢十八歳未満の者である場合には、当該身体障害者等と生計を一にする者の自動車の取得を含む。）

五 構造上身体障害者又は精神障害者の利用に専ら供するための自動車を取得しようとする者が当該自動車を取得したとき。

六 構造上身体障害者又は精神障害者の利用に供するための自動車で、身体障害者又は精神障害者以外の者の利用にも併せて供されるもの又は専ら身体障害者又は精神障害者が運転するための構造変更がなされた自動車（営業用のものに限る。）を取得しようとする者が当該自動車を取得したとき。

七 前各号に掲げる者のほか、公益その他特別の事情により知事が減免を必要と認めた者が減免を必要とする自動車を取得したとき。

2 前項の規定によつて自動車取得税の減免を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

3 第一項第一号から第三号まで及び第五号から第七号までの規定によつて自動車取得税の減免を受けようとする者は、前項の規定により提出する申請書に当該減免を受けようとする理由を証明する書類を添付しなければならない。

4 第一項第四号の規定によつて自動車取得税の減免を受けようとする者は、第二項の規定により提出する申請書に当該減免を受けようとする理由を証明する書類を添

付するとともに、規則で定める書類及び運転免許証を提示しなければならない。
第二章第六節の次に次の一節を加える。

第六節の二 軽油引取税

(軽油引取税の納税義務者等)

第七十一条の二 軽油引取税は、特約業者又は元売業者からの軽油の引取り(特約業者の元売業者からの引取り及び元売業者の他の元売業者からの引取りを除く。次項において同じ。)で当該引取りに係る軽油の現実の納入を伴うものに対し、その数量を課税標準として、その引取りを行う者に課する。

2 前項の場合において、特約業者又は元売業者からの軽油の引取りを行う者が当該引取りに係る軽油の現実の納入を受けない場合に当該軽油につき現実の納入を伴う引取りを行う者があるときは、その者が当該納入の時に当該特約業者又は元売業者から当該納入に係る軽油の引取りを行ったものとみなして、同項の規定を適用する。

3 軽油引取税は、前二項に規定する場合のほか、特約業者又は元売業者が炭化水素油(炭化水素とその他の物との混合物又は単一の炭化水素で、一気圧において温度十五度で液状であるものを含む。以下この節において同じ。)で軽油又は揮発油(揮発油税法(昭和三十三年法律第五十五号)第一条第一項に規定する揮発油(同法第六条において揮発油とみなされるものを含む。)をいう。以下この節において同じ。)(以外のもの(同法第十六条又は第十六条の二に規定する揮発油のうち灯油に該当するものを含む。以下この節において「燃料炭化水素油」という。))を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合においては、その販売量(法第四十四条の三十二第一項第三号の規定により譲渡の承認を受けた当該販売に係る燃料炭化水素油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。))を課税標準として、当該特約業者又は元売業者に課する。

4 軽油引取税は、前三項に規定する場合のほか、特約業者又は元売業者以外の石油製品の販売業者(以下この節において「石油製品販売業者」という。))が、軽油に軽油以外の炭化水素油を混和し若しくは軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造された軽油を販売した場合又は燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合においては、その販売量(法第四十四条の三十二第一項第一号若しくは第二号の規定により製造の承認を受けた当該販売に係る軽油

又は同項第三号の規定により譲渡の承認を受けた当該販売に係る燃料炭化水素油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。))を課税標準として、当該石油製品販売業者に課する。

5 軽油引取税は、前各項に規定する場合のほか、自動車の保有者(自動車の所有者その他自動車を使用する権利を有する者で、自己のために自動車を運行の用に供するものをいう。以下この節において同じ。))が炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合(当該自動車を道路において運行の用に供するため消費した場合に限る。))においては、当該炭化水素油の消費に対し、消費量(当該消費に係る炭化水素油(燃料炭化水素油にあつては、法第四十四条の三十二第一項第四号の規定により消費の承認を受け、又は同条第六項の規定により自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けたものをいう。))に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油若しくは燃料炭化水素油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油若しくは燃料炭化水素油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。))を課税標準として、当該自動車の保有者に課する。

6 軽油引取税は、前各項に規定する場合のほか、軽油引取税の特別徴収義務者がその特別徴収の義務が消滅した時に軽油を所有している場合(特別徴収義務者が引渡しを行った軽油につき現実の納入が行われていない場合を含む。))においては、その所有に係る軽油(引渡しの後現実の納入が行われていない軽油を含む。以下この項及び第七十一条の二十三第三号において同じ。))の数量(当該所有に係る軽油に既に軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油が含まれているときは、当該所有に係る軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除して得た数量)で施行令第四十三条の二の規定により算定したものを課税標準として、その者に課する。

(軽油引取税のみならず課税)

第七十一条の三 軽油引取税は、前条に規定する場合のほか、次の各号に掲げる者の当該各号に掲げる消費、譲渡又は輸入に対し、当該消費、譲渡又は輸入を同条第一項に規定する引取りと、当該消費、譲渡又は輸入をする者を同項に規定する引取りを行う者とみなし、その数量を課税標準として、それぞれ当該消費、譲渡又は輸入をする者に課する。

- 一 特約業者が軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費
 - 二 元売業者が軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費
 - 三 第七十一条の六に規定する軽油の引取りを行った者が他の者に当該引取りに係る軽油を譲渡する場合における当該軽油の譲渡
 - 四 第七十一条の六に規定する軽油の引取りを行った者が同条に規定する用途以外の用途に供するため当該引取りに係る軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費
 - 五 特約業者及び元売業者以外の者が軽油の製造をして、当該製造に係る軽油を自ら消費し、又は他の者に譲渡する場合における当該軽油の消費又は譲渡
 - 六 特約業者及び元売業者以外の者が軽油の輸入をする場合における当該軽油の輸入
 - 2 特約業者又は元売業者が軽油を使用して軽油以外の炭化水素油（自動車の内燃機関の用に供することができる）と認められる炭化水素油で施行令第四十三条の三に規定するものを除く。）を製造する場合における当該軽油の使用は、前項第一号又は第二号に掲げる軽油の消費に含まれないものとする。
 - 3 第一項第三号に掲げる軽油の譲渡をしようとする者は、あらかじめ、その譲渡をしようとする軽油の数量その他必要な事項を記載した施行令第四十三条の四第一項の届出書を知事に提出して同項の承認書の交付を受けなければならない。
- （軽油引取税の補完的納税義務）
- 第七十一条の四 法第四十四条の三十二第一項第一号又は第二号の規定に違反して知事の承認を受けないで製造された軽油について、第七十一条の二第四項又は前条第一項第五号の規定により軽油引取税を納付する義務を負う者（以下この条において「納税義務者」という。）が特定できないとき又はその所在が明らかでないときは、当該軽油の製造を行った者又は当該軽油の製造の用に供した施設若しくは設備を所有する者で施行令第四十三条の五に規定するものは、当該納税義務者と連帯して当該軽油引取税に係る徴収金を納付しなければならない。
- 2 前項の場合において、納税義務者が特定できないとき、又は納税義務者の所在が明らかでないときであつて当該納税義務者の法第四十四条の二第四項に規定する事業所若しくは前条第一項第五号に規定する軽油の消費若しくは譲渡について直接関係を有する事務所若しくは事業所（以下この項において「事業所等」という。）が明らかでないときは、この節の適用については、当該軽油の製造が行われた場所

を事業所等とみなす。

（軽油引取税の課税免除）

- 第七十一条の五 次に掲げる軽油の引取りに対しては、第七十一条の十第四項の規定による知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さない。
- 一 軽油の引取りで本邦からの輸出として行われたもの
 - 二 既に軽油引取税を課された軽油に係る引取り
- 第七十一条の六 石油化学製品を製造する事業を営む者が当該事業の事業場においてエチレンその他の施行令第四十三条の六に規定する石油化学製品を製造するためにその原料の用途その他の同条に規定する用途に供する軽油の引取りに対しては、第七十一条の十五第四項の規定による免税証の交付があつた場合及び第七十一条の二十二第一項の規定による知事の承認があつた場合又は法第四十四条の三十一第四項若しくは第五項の規定による免税証を交付した他の都道府県知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さない。
- （軽油引取税の税率）
- 第七十一条の七 軽油引取税の税率は、一キロリットルにつき、一万五千元とする。
- （軽油引取税の徴収の方法）
- 第七十一条の八 軽油引取税の徴収については、特別徴収の方法による。ただし、第七十一条の二第三項から第六項まで又は第七十一条の三の規定によつて軽油引取税を課する場合における徴収については、申告納付の方法による。
- 2 法第四十四条の二十二第四項又は法第四十四条の二十五第五項の規定によつて軽油引取税を徴収する場合には、普通徴収の方法による。
- （軽油引取税の特別徴収義務者）
- 第七十一条の九 軽油引取税の特別徴収義務者は、元売業者又は特約業者とする。
- 2 前項の特別徴収義務者が元売業者又は特約業者の指定を取り消された場合には、その取消しの日に特別徴収義務者でなくなるものとする。
- （軽油引取税の特別徴収の手続）
- 第七十一条の十 軽油引取税の特別徴収義務者は、軽油の現実の納入を伴つ納入の際に当該軽油の引取りに係る納入地において、軽油引取税を徴収しなければならない。
- 2 軽油引取税の特別徴収義務者は、毎月末日までに前月の初日からその月の末日までの間において徴収すべき軽油引取税に係る課税標準たる数量（以下この節において「課税標準量」という。）及び税額並びに第七十一条の五又は第七十一条の六の

規定によつて軽油引取税を課さないこととされる引取りに係る軽油の数量その他必要な事項を記載した施行規則第八条の二十八に規定する納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入書によつて納入しなければならない。

3 前項の課税標準量は、引取りに係る軽油の数量から特約業者からの引取りに係る軽油の数量にあつては当該軽油の数量に百分の一を乗じて得た数量を控除した数量とし、元売業者からの引取りに係る軽油の数量にあつては当該軽油の数量に百分の〇・三を乗じて得た数量を控除した数量とする。

4 第二項の場合において、第七十一条の五又は第七十一条の六の規定によつて軽油引取税を課さないこととされる引取りに係る軽油の数量については、施行規則第八条の三十七の規定により、次条第四項に規定する登録特別徴収義務者は、第七十一条の十四第一項に規定する免税証その他当該数量を証するに足りる書面を添付して知事の承認を受けなければならない。

5 次条第四項に規定する登録特別徴収義務者は、第二項の期間について納入すべき軽油引取税額がない場合においても、同項及び前項の規定に準じて納入申告書を提出しなければならない。

(軽油引取税の特別徴収義務者としての登録等)

第七十一条の十一 第七十一条の九第一項の規定によつて軽油引取税の特別徴収義務者として指定された者は、事務所又は事業所の事業を開始しようとする場合にはその五日前までに、事務所又は事業所の事業を開始した後において特別徴収義務者として指定された場合にはその指定された日の五日後までに、その引渡しに係る軽油の納入が行われることとなつた場合にはその納入の日の翌月の翌月末日までに、特別徴収義務者としての登録を知事に申請しなければならない。ただし、既に特別徴収義務者としての登録がなされている場合においては、この限りでない。

2 前項の登録を申請する場合において提出すべき申請書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 事務所又は事業所の事業を開始しようとする場合
- イ 特別徴収義務者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
- ロ 事務所又は事業所の名称及び所在地並びに事務所又は事業所の代表者の氏名
- ハ 軽油の貯蔵設備がある場合には、その概要
- ニ 事務所又は事業所の事業開始年月日

ホ イからニまでに掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

二 事務所又は事業所の事業を開始した後において特別徴収義務者として指定された場合

イ 特別徴収義務者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

ロ 事務所又は事業所の名称及び所在地並びに事務所又は事業所の代表者の氏名

ハ 軽油の貯蔵設備がある場合には、その概要

ニ 特別徴収義務者として指定された日

ホ イからニまでに掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

三 引渡しに係る軽油の納入が行われることとなつた場合

イ 特別徴収義務者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

ロ 軽油の納入地

ハ 当該納入を受ける者の氏名又は名称及び住所

ニ イからハまでに掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

3 知事は、第一項の登録の申請を受理した場合には、当該特別徴収義務者を登録特別徴収義務者として登録するとともに、その旨を当該特別徴収義務者に対し通知する。

4 登録特別徴収義務者(前項の規定により登録を受けた特別徴収義務者をいう。以下この節において同じ。)は、登録をした事項に変更を生じた場合においては、その変更に係る事項について、遅滞なく、登録の変更の申請をしなければならない。

5 知事は、登録特別徴収義務者から登録の消除の申請があつたとき又は当該登録特別徴収義務者が特別徴収義務者でなくなつたときには、遅滞なく、当該登録特別徴収義務者の登録を消除する。

6 知事は、登録特別徴収義務者が次の各号のいずれにも該当することとなつたときは、当該登録特別徴収義務者の登録を消除することができる。

- 一 当該登録特別徴収義務者の事務所又は事業所が県内に所在しなくなつたこと。
 - 二 県内において一年以上当該登録特別徴収義務者からの軽油の納入が行われな
- こと。
- 7 知事は、登録特別徴収義務者の登録を消除したときは、遅滞なく、その旨を当該消除に係る者に対し通知する。

(軽油引取税の特別徴収義務者としての登録の証票等)

第七十一条の十一 法第百四十四条の十六第一項の規定により交付する軽油引取税の特別徴収義務者であることを証する証票（以下この条及び次条において「登録の証票」という。）については、施行規則第八条の二十八に規定するところによる。

2 登録の証票は、次の各号の一に該当するものは、無効とする。

- 一 法第百四十四条の十六第四項の規定により知事に返すべきもの
- 二 所在不明者の遺留したもの
- 三 紛失又は亡失の届出をしたもの

3 徴税吏員は、無効となつた登録の証票を発見したときは、没収しなければならない。

(登録の証票の再交付の手続)

第七十一条の十三 登録の証票の交付を受けた者が、その証票を亡失し、き損し、又は磨滅した場合は、規則で定めるところによつて知事に再交付の申請をしなければならない。

(軽油引取税に係る免税の手続)

第七十一条の十四 第七十一条の六に規定する用途に供するため、同条の規定によつてその引取りについて軽油引取税を課さないこととされる軽油（以下この節において「免税軽油」という。）の引取りを行おうとする同条に規定する者（以下この節において「免税軽油使用者」という。）は、あらかじめ、知事に法第百四十四条の二十一第二項の申請書を提出して同項の免税軽油使用者証（以下この節において「免税軽油使用者証」という。）の交付を受けておかなければならない。この場合において、同条第一項ただし書の規定により免税証（免税軽油の引取りであることを証する書面をいう。以下この節において同じ。）の交付を受けようとする者は、施行令第四十三条の十五第十三項の届出書の写しを知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、二人以上の免税軽油使用者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を申し出た場合において、その申出を相当と認める場合に限り、当該代表者に対し免税軽油使用者証を交付することができる。

3 知事は、第一項の申請があつた場合において、免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の用途が第七十一条の六に規定する用途に該当しないときその他施行令第四十三条の十五第十五項に規定するときを除き、免税軽油使用者証を交付する。

4 免税軽油使用者証の交付を受けた者（第二項の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合にあつては、そのいずれかの者）が県税に関する法令の規定に違反したときその他軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があると認めるときは、知事は、当該免税軽油使用者証及び当該免税軽油使用者証の提示を受けて交付した免税証の返納を命ずることができる。

5 免税軽油使用者は、免税軽油使用者証の交付を受けた後において、当該免税軽油使用者証の記載事項に異動があつた場合は、遅滞なく知事に申請して当該免税軽油使用者証の書換を受けなければならない。免税軽油の引取りを必要としなくなつた場合は、遅滞なく当該免税軽油使用者証を知事に返納しなければならない。

第七十一条の十五 免税軽油使用者が免税証の交付を受けようとする場合においては、その都度、前条の規定によりあらかじめ交付を受けている免税軽油使用者証を提示して法第百四十四条の二十一第一項の規定による申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書に記載する免税軽油数量は、十八リットルを下らないようにするものとする。

3 第一項の規定による申請は、二人以上の免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の数量を取りまとめ、その代表者からすることができる。この場合においては、当該代表者は、それぞれの者の免税軽油使用者証を取りまとめて提示するとともに、第一項の申請書に免税軽油使用者ごとに記名捺印した施行令第四十三条の十五第九項の明細書を添付しなければならない。

4 知事は、第一項の申請書の提出があつた場合において、免税軽油使用者が引取りを行おうとする軽油の数量がその用途及び使用期間に照らし適当でないと認めるときその他施行令第四十三条の十五第十六項に規定するときを除き、当該免税軽油使用者に対し、当該軽油の数量に相当する軽油の数量の引取りを行うため必要とする免税証を交付する。

5 免税軽油使用者は、前項の免税証に記載された販売業者から免税軽油の引取りを行うものとする。ただし、免税軽油使用者が当該販売業者の事務所又は事業所の所在地以外の地において軽油の引取りを行う必要が生じたときその他やむを得ない理由がある場合においては、他の販売業者から免税軽油の引取りを行うことができる。

6 前項ただし書の場合において、免税軽油使用者は、免税証に記載された販売業者以外の販売業者から免税軽油の引取りを行うときは、当該免税証に記名捺印しなけ

ればならない。

7 免税軽油使用者が免税証を当該免税証に係る免税取扱特別徴収義務者（法第四十四條の二十一第一項の規定により免税証を提出すべき登録特別徴収義務者をいう。以下この項において同じ。）である者以外の軽油の販売業者に提出して、免税軽油の引取りを求めた場合においては、当該販売業者は、当該免税軽油使用者に代わつて、当該免税証を当該免税証に係る免税取扱特別徴収義務者である販売業者に提出して免税軽油の引取りを行うものとする。

8 免税証の有効期間は、免税証を交付した日から一年以内において知事が免税証に記入した期間とする。

9 前条第五項後段の規定は、免税証について準用する。

（施行令第四十三條の十五第十三項の届出）

第七十一條の十六 県内に免税軽油の使用に係る事務所又は事業所が所在する免税軽油使用者は、法第四十四條の二十一第一項ただし書及び施行令第四十三條の十五第十三項の規定により、他の都道府県知事に免税証の交付を申請する場合においては、同項の届出書を知事に提出しなければならない。

（免税軽油の引取り等に係る報告義務）

第七十一條の十七 免税軽油使用者証の交付を受けた者（第七十一條の十四第二項の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合にあつては、それぞれの者、以下この項において同じ。）は、毎月末日までに（次項の規定により異なる提出期限が定められている場合には、当該期限までに）、前月の初日から末日までの間に行つた当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油（免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証により引取りを行つた免税軽油をいう。以下この項及び次項において同じ。）の引取りに関する事実及びその数量（その事実がない場合には、その旨）、当該報告対象免税軽油の引渡しを行つた販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称、当該販売業者に提出した当該免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証に関する事項並びに前月の初日から末日までの間に行つた当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油の使用に関する事実及びその数量（その事実がない場合には、その旨）その他施行規則第八條の三十九第一項に規定する事項を記載した報告書を、知事に提出しなければならない。ただし、前月の初日から末日までの間を通じて、当該免税軽油使用者証の交付を受けた者が当該免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証を有せず、かつ、当

該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油を保有していない場合は、この限りでない。

2 次の表の各号の上欄に掲げる者が当該各号の中欄に掲げる期間に行つた報告対象免税軽油の引取りに係る前項の報告書の提出期限は、それぞれ当該各号の下欄に掲げる日とする。

一 国又は地方公共団体	一月一日から六月三十日まで の期間	七月三十一日
	七月一日から十二月三十一日 までの期間	翌年の一月三十一日
二 報告対象免税軽油の使用量が年十二キロリットル未満の者	一月一日から六月三十日まで の期間	七月三十一日
	七月一日から十二月三十一日 までの期間	翌年の一月三十一日

（軽油引取税の徴収猶予）

第七十一條の十八 知事は、軽油引取税の特別徴収義務者が軽油の代金及び軽油引取税の全部又は一部を第七十一條の十第二項に規定する納期限までに受け取ることができなかつたことにより、その納入すべき軽油引取税に係る徴収金の全部又は一部を納入することができないと認める場合には、当該特別徴収義務者の申請により、その納入することができないと認められる金額を限度として、二月以内の期間を限つてその徴収を猶予するものとする。この場合において、知事は、施行令第四十三條の十六第一項に規定する要件に該当して担保を徴する必要があると認めるときを除き、その猶予に係る金額に相当する担保で法第十六條第一項各号に掲げるものを徴しなければならない。

2 前項の規定による徴収猶予の申請をする特別徴収義務者は、規則で定めるところにより徴収猶予を必要とする理由を証するに足りる書類を添付した申請書を知事に提出しなければならない。

（軽油引取税の徴収不能額等の還付又は納入義務の免除）

第七十一條の十九 知事は、軽油引取税の特別徴収義務者が軽油の代金及び軽油引取税の全部又は一部を受けとることができなくなつたことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した軽油引取税額を失つたことについて天災その他避けるこ

とができない理由があると認められる場合においては、当該特別徴収義務者の申請によりその軽油引取税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、前条の規定により徴収猶予をしているとき、その他その軽油引取税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除する。

2 前項の規定による軽油引取税額に相当する額の還付又は軽油引取税額納入の義務の免除を受けようとする特別徴収義務者は、規則で定めるところにより当該還付又は免除を必要とする理由を証するに足りる書類を添付した申請書を知事に提出しなければならぬ。

3 知事は、第一項の規定により軽油引取税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当する。

(軽油を返還した場合における措置)

第七十一条の二十 軽油引取税の特別徴収義務者から軽油引取税が課される軽油の引取りが行われた後販売契約の解除により、その引取りに係る軽油の全部又は一部が当該特別徴収義務者に返還された場合において、その引取りに係る軽油の軽油引取税額がまだ納入されていないときは、当該特別徴収義務者は、当該軽油が返還された日から一月以内に規則で定めるところにより、当該事実を証するに足りる書類を添付した申告書を知事に提出しなければならない。

2 軽油引取税の特別徴収義務者は、法第百四十四条の三十一第一項の規定により、納入に係る軽油引取税額のうち当該返還された軽油に対応する部分の税額及びこれに係る徴収金の還付を受けようとする場合においては、規則で定めるところにより当該事実を証するに足りる書類を添付した還付申請書を知事に提出しなければならない。

(免税軽油以外の軽油を免税用途に供した場合における措置)

第七十一条の二十一 法第百四十四条の二十一第八項に規定する免税取扱特別徴収義務者は、法第百四十四条の三十一第四項又は第五項の規定により、軽油引取税額の納入の免除又は納入に係る軽油引取税額のうち当該使用に係る軽油に対応する部分の税額及びこれに係る徴収金の還付を受けようとする場合においては、規則で定めるところにより免税証を交付した都道府県知事の承認書を添付した申請書を知事に提出しなければならない。

(法第百四十四条の三十一第四項又は第五項の知事の承認)

第七十一条の二十二 免税軽油使用者は、法第百四十四条の三十一第四項又は第五項に規定する知事の承認を受けようとする場合においては、規則で定めるところにより、承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の承認をした場合においては、規則で定めるところにより承認書を同項の免税軽油使用者に交付する。

(軽油引取税の申告納付の手続)

第七十一条の二十三 第七十一条の八第一項ただし書の規定によつて軽油引取税を申告納付すべき納税者は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める期限までに、施行規則第八条の二十八に規定する申告書を知事に提出し、及びその申告した税額を納付書により納付しなければならない。

一 第七十一条の二第三項に該当する特約業者若しくは元売業者又は同条第四項に該当する石油製品販売業者にあつては、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における当該販売に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出すること。

二 第七十一条の二第五項に該当する自動車の保有者にあつては、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における当該消費に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出すること。

三 第七十一条の二第六項に該当する者にあつては、その者に係る特別徴収の義務が消滅した日の属する月の翌月末日までに、その所有に係る軽油に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出すること。

四 第七十一条の三第一項第一号、第二号又は第五号に掲げる者にあつては、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における当該消費又は譲渡に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出すること。

五 第七十一条の三第一項第三号又は第四号に掲げる者にあつては、当該消費又は譲渡をした日から三十日以内に当該消費又は譲渡に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出すること。

六 第七十一条の三第一項第六号に掲げる者にあつては、当該軽油の輸入の時までに、当該輸入に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出すること。

(軽油引取税の普通徴収の手続)

第七十一条の二十四 第七十一条の八第二項の規定によつて軽油引取税を徴収する場合においては、次の各号に掲げる者に対して、軽油引取税の納税通知書を交付する。

- 一 法第四百四十四条の二十二第二項の者又は同条第二項の法人若しくは人
- 二 法第四百四十四条の二十五第二項の者又は同条第三項の法人若しくは人

2 前項の場合における軽油引取税の納期は、知事の定めるところによる。

第七十四条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第三号中「昭和二十六年法律第八十五号」を削り、同条第二項中「左の」を「次の」に改める。

第八十五条の二第一項第二号中「昭和二十三年法律第二百五号」を削り、同項第三号中「身体に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるもの(以下「身体障害者」という。若しくは精神に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるもの(以下「精神障害者」という。))」を「身体障害者等」に改め、同項第四号中「(以下「身体障害者等」という。))」を削る。

第三章第一節及び第二節を次のように改める。

第一節及び第二節 削除

第三百七十七条から第三百五十八条まで 削除

附則第七条第二項中「第六条第一項」を「第八条第二項第一号」に、「農業振興地域内」を「農用地区域(次項において「農用地区域」という。)内」に、「平成二十一年三月三十一日まで」を「平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで」の間」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額」を「当該土地の価格の三分の一に相当する額(当該取得が他の土地との交換による取得である場合にあつては、当該三分の一に相当する額又は当該交換によつて失つた土地の固定資産課税台帳に登録された価格(当該交換によつて失つた土地の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合には、施行令附則第七条第二項に規定するところにより、知事が法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格)に相当する額のいずれが多い額)」に改め、同項各号を削り、同条第四項、第七項から第九項まで、第十一項及び第十二項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同条第十五項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同条第十六項、第二十一項から第二十四項まで及び第二十六項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。
附則第七条の二第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

附則第七条の四第一項及び第四項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同条第七項中「平成十五年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」を「平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで」に改め、「従つて事業の譲渡」の下に「若しくは資産の譲渡(当該計画に従つて行われる事業の譲渡と一体のものとして行われる資産の譲渡又は当該計画に従つて行われる他の資産の譲渡と併せて一の事業の譲渡とみなすことができる資産の譲渡として施行規則附則第三条の二の二十七に規定するものに限る。以下この項において同じ。))」を、「から事業の譲渡」の下に「若しくは資産の譲渡」を加え、同項の表第一号中「第四条第二項」を「第六条第二項」に、「第三条第一項」を「第五条第一項」に、「第四条第二項」を「第六条第一項」に改め、同表第二号中「第五条の二第二項」を「第八条第二項」に、「第五条第一項」を「第七条第一項」に、「第五条の二第二項」を「第六条第一項」に改め、同表第三号中「第七条第二項」を「第十条第二項」に、「第六条第一項」を「第九条第一項」に、「第七条第一項」を「第十条第一項」に改め、同表に次のように加える。

四 特別措置法第十二 条第二項に規定する 認定技術活用事業 新計画	特別措置法第十一条第一 項の規定による認定(特別措 置法第十二条第一項の規定 による変更の認定を含む。)	特別措置法第十二条第一 項に規定する認定技術活 用事業革新事業者
五 特別措置法第十四 条第二項に規定する 認定経営資源融合計 画	特別措置法第十三条第一 項の規定による認定(特別措 置法第十四条第一項の規定 による変更の認定を含む。)	特別措置法第十四条第一 項に規定する認定経営資 源融合事業者

附則第七条の五第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十
一日」に改め、同条第三項中「平成二十一年十二月三十一日」を「平成二十四年三月
三十一日」に改める。
附則第九条の三第四項中「平成二十年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三
十一日」に改める。
附則第十条の二第一項及び第二項中「平成二十一年度」を「平成二十六年度」に改
める。

附則第十二条の次に次の四条を加える。

(自動車取得税の税率の特例等)

第十二条の二 自家用の自動車（第六十一条第一項の自動車をいう。以下この条において同じ。）で軽自動車（道路運送車両法第三条の軽自動車をいう。）以外のものの取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第六十三条の規定にかかわらず、百分の五とする。

2 第八項第一号若しくは第二号に掲げる軽油自動車又は第十項に規定する第一種省エネルギー自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（法附則第十二条の二の第二項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第六十三条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に四分の一を乗じて得た率とする。

3 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（法附則第十二条の二の第二項又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第六十三条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に二分の一を乗じて得た率とする。

一 道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量（以下この条において「車両総重量」という。）が三・五トンを超える軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料とする自動車をいう。第八項において同じ。）のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の四第二項に規定するもの

イ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この条において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則附則第四条の四第三項に規定するもの（以下この号において「平成十七年重量車排出ガス保安基準」という。）に適合すること。

ロ 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成十七年重量車排出ガス保安基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

ハ エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十条第一号に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第七十八条第一項の規定により定められる製造事

業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則附則第四条の四第四項に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）以上であること。

二 第十一項に規定する第二種省エネルギー自動車

4 電気自動車（電気を動力源とする自動車）で施行規則附則第四条の四第五項に規定するものをいう。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の電気自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第六十三条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の二・七を控除した率とする。

5 次に掲げる天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車）で施行規則附則第四条の四第六項に規定するものをいう。以下この項において同じ。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の天然ガス自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第六十三条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の二・七を控除した率とする。

一 車両総重量が三・五トン以下の天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第四条の四第七項に規定するもの（以下この号において「平成十七年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもので同条第八項に規定するもの

二 車両総重量が三・五トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第四条の四第九項に規定するもの（以下この号において「平成十七年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので同条第十項に規定するもの

6 充電機能付電力併用自動車（次項に規定する電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則附則第四条の四

第十一項に規定するものをいう。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の充電機能付電力併用自動車の取得(前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第六十三条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の二・四を控除した率とする。

7 次に掲げる電力併用自動車(内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の施行規則附則第四条の第十二項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則附則第四条の第十三項に規定するものをいう。以下この項において同じ。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の電力併用自動車の取得(前二項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第六十三条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の一・六(当該電力併用自動車ガス又はトラックである場合にあつては、百分の二・七)を控除した率とする。

一 車両総重量が三・五トン以下の電力併用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の第十四項に規定するもの

イ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第四条の第十四項に規定するもの(以下この号において「平成十七年電力併用軽量車基準」という。)に適合するもの。

ロ 窒素酸化物の排出量が平成十七年電力併用軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ハ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上であること。

二 車両総重量が三・五トンを超える電力併用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の第十六項に規定するもの

イ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用され

るべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第四条の第十七項に規定するもの(以下この号において「平成十七年電力併用重量車基準」という。)に適合するもの。

ロ 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成十七年電力併用重量車基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

ハ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上であること。

8 次に掲げる軽油自動車(初めて新規登録等を受けるもの以外の軽油自動車の取得(前二項、第十項又は第十一項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十二年三月三十一日までに行われたときに限り、第六十三条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から、第一号に掲げる軽油自動車にあつては百分の二(当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われた場合にあつては、百分の一)を、第二号に掲げる軽油自動車にあつては百分の二を、第三号に掲げる軽油自動車にあつては百分の一(当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われた場合にあつては、百分の〇・五)をそれぞれ控除した率とする。

一 車両総重量が十二トンを超える軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第四条の第十八項に規定するものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので同条第十九項に規定するもの

二 車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十二年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第四条の第二十項に規定するものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので同条第二十一項に規定するもの

三 車両総重量が三・五トン以下の軽油自動車(施行規則附則第四条の第二十二項に規定するもの)のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で同条第二十三項に規定するものに適合するもの

9 自動車の取得が平成三十年三月三十一日までに行われた場合における第六十四条の規定の適用については、同条中「十五万円」とあるのは、「五十万円」とする。

10 第一種省エネルギー自動車（エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則附則第四条の四第二十四項に規定するもの（次項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。）の四分の一を超えないもので同条第二十五項に規定するものをいう。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第一種省エネルギー自動車の取得（第四項から第七項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に係る第六十一条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十二年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三十万円を控除して得た額」とする。

11 第二種省エネルギー自動車（エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので施行規則附則第四条の四第二十六項に規定するものをいう。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第二種省エネルギー自動車の取得（第四項から第七項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に係る第六十一条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十二年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から十五万円を控除して得た額」とする。

12 前二項の規定は、第六十六条第一項又は第六十七条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前二項の規定の適用を受けようとする旨その他の施行規則附則第四条の四第二十七項に規定する事項の記載がある場合に限り、適用する。

（軽油引取税に係るみなし揮発油の特例）

第十二条の三 当分の間、第七十一条の二第三項に規定する揮発油には、租税特別措置法第八十八条の六の規定により揮発油とみなされる揮発油類似品を含むものとする。

（軽油引取税の課税免除の特例）

第十二条の四 平成二十四年三月三十一日までに行われる次に掲げる軽油の引取りに

対しては、第七十一条の二第一項及び第二項の規定にかかわらず、次項において準用する第七十一条の十五第四項の規定による免税証の交付があつた場合又は法第四百四十四条の三十一第四項若しくは第五項の規定による免税証を交付した他の都道府県知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さない。

一 船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り

二 海上保安庁その他施行令附則第十条の二の二第一項に規定する者が航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第二条の規定により設置し、及び管理する航路標識の電源の用途その他公用又は公共の用に供する施設又は機械の電源又は動力源の用途で施行令附則第十条の二の二第一項に規定するものに供する軽油の引取り

三 鉄道事業又は軌道事業を営む者その他施行令附則第十条の二の二第二項に規定する者が鉄道用車両、軌道用車両（日本貨物鉄道株式会社にあつては、同条第三項に規定する機械を含む。）の動力源に供する軽油の引取り

四 農業又は林業を営む者その他施行令附則第十条の二の二第四項に規定する者が動力耕つん機その他の同条第五項に規定する機械の動力源に供する軽油の引取り
五 陶磁器製造業、木材加工業その他の施行令附則第十条の二の二第六項に規定する事業を営む者が製造工程における焼成又は乾燥の用途、これらの事業の事業場において使用する機械又は装置の動力源の用途その他の同項に規定する用途に供する軽油の引取り

2 第七十一条の十四、第七十一条の十五及び第七十一条の十七の規定は、前項の規定によつて軽油引取税を課さないこととされる軽油の引取りについて準用する。この場合において、第七十一条の十四第一項中「第七十一条の六に規定する」とあるのは、「附則第十二条の四第一項各号に掲げる」と、「同条の」とあるのは「同項の」と、「同条に規定する」とあるのは、「同項各号に掲げる」と、「同条第三項中「第七十一条の六に規定する」とあるのは、「附則第十二条の四第一項各号に掲げる」と読み替えるものとする。

3 前項において準用する第七十一条の十七第二項に規定する報告対象免税軽油の引取りに係る同条第一項の報告書の提出期限は、第一項各号に掲げる引取りに係る場合においては、次の表の各号の上欄に掲げる者が当該各号の中欄に掲げる期間に行つた引取りについて、それぞれ当該各号の下欄に掲げる日とする。

<p>一 農業又は林業を営む者</p> <p>一月一日から十二月三十一日までの期間</p> <p>翌年の一月三十一日</p> <p>二 国又は地方公共団体</p> <p>一月一日から六月三十日まで の期間</p> <p>七月三十一日</p> <p>七月一日から十二月三十一日 までの期間</p> <p>翌年の一月三十一日</p> <p>三 報告対象免稅軽油の使用量が年十二キロリットル未満の者</p> <p>一月一日から六月三十日まで の期間</p> <p>七月三十一日</p> <p>七月一日から十二月三十一日 までの期間</p> <p>翌年の一月三十一日</p>	<p>4 第一項及び第二項の場合における第七十一条の三、第七十一条の八、第七十一条の十、第七十一条の十八及び第七十一条の二十三の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>第七十一条の三第一項 第三号及び第四号</p> <p>第七十一条の三第一項 第四号</p> <p>第七十一条の八</p> <p>第七十一条の三 第七十一条の六</p> <p>第七十一条の三 第七十一条の六又は附則第十二条の四第一項</p> <p>これら の規定</p>	<p>第七十一条の三 第七十一条の六</p> <p>第七十一条の三 第七十一条の六又は附則第十二条の四第一項</p> <p>若しくは第七十一条の六 又は附則第十二条の四第一項</p>	<p>第七十一条の十第四項 及び第四項</p> <p>第七十一条の十第四項</p> <p>第七十一条の十四第一項 第七十一条の十四第二項 第七十一条の十四第三項 第七十一条の十四第四項</p>	<p>第七十一条の十八第一項</p> <p>第七十一条の十第二項</p> <p>第七十一条の十第二項 (附則第十二条の四第四項)</p>
---	--	---	---	--	--

<p>第七十一条の二十三第三号 又は第四号</p> <p>第七十一条の三第一項第三号又は第四号(附則第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)</p>	<p>(軽油引取税の税率の特例)</p> <p>第十二条の五 平成三十年三月三十一日までに第七十一条の二第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは第七十一条の三第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は当該期間に軽油引取税の特別徴収義務者が第七十一条の二第六項の規定に該当するに至つた場合における軽油引取税の税率は、第七十一条の七の規定にかかわらず、一キロリットルにつき、三万二千円とする。</p> <p>附則第十三条第三項中「昭和五十四年法律第四十九号」を削り、「施行令附則第十條の二」を「施行規則附則第五條の二第三項」に改める。</p> <p>附則第十五条を次のように改める。</p> <p>第十五条 削除</p> <p>附則第十六条及び第十六条の二を削り、附則第十六条の三を附則第十六条とする。</p> <p>附則に次の一条を加える。</p> <p>(旧民法第三十四条の法人から移行した法人に係る特例)</p> <p>第二十一条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号。以下この条において「整備法」という。)第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第百六条第一項(整備法第百二十一条第一項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)の登記をしていないもの(整備法第百三十一条第一項の規定により整備法第四十五条の認可を取り消されたものを除く。)については、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第三十七条第一項第一号の規定を適用する。</p> <p>2 整備法第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人であつて整備法第百六</p>
--	---

条第一項の登記をしていないものについては公益社団法人とみなし、整備法第四十条第一項の規定により存続する一般財団法人であつて整備法第百六条第一項の登記をしていないものについては公益財団法人とみなして、第五十八条の七の二第一項及び附則第七条第三十項の規定を適用する。

(岐阜県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 岐阜県税条例の一部を改正する条例(平成二十年岐阜県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第一項第五号中「第十項」を「第九項」に改め、同項第六号中「附則第十一項及び第十二項」を「附則第十項及び第十一項」に改める。

附則第四項及び第五項中「平成二十二年十二月三十一日」を「平成二十三年十二月三十一日」に改める。

附則第八項中「平成二十二年十二月三十一日」を「平成二十三年十二月三十一日」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の百分の一・二」に改め、同項各号を削る。

附則第九項中「(次項において「源泉徴収選択口座内配当等」という。)」を削る。

附則第十項を削り、附則第十一項を附則第十項とする。

附則第十二項中「平成二十二年十二月三十一日」を「平成二十三年十二月三十一日」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額をいう。)(百分の一・二)に改め、同項各号を削り、同項を附則第十一項とし、附則第十三項から第十五項までを一項ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(不動産取得税に関する経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の岐阜県税条例(以下「新条例」という。)の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)(以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

3 施行日前に第一条の規定による改正前の岐阜県税条例(以下「旧条例」という。)

附則第七条の四第七項の表の中欄に掲げる認定がされた同表の上欄に掲げる計画に従つて事業の譲渡を受けた同表の下欄に掲げる者又は当該計画(同表第三号の上欄に掲げる計画を除く。)に従つて同表の下欄に掲げる者から事業の譲渡を受けた者が同項に規定する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

4 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

5 新条例の規定中軽油引取税に関する部分は、施行日以後に新条例第七十一条の二第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは新条例第七十一条の三第一項各号(第三号又は第四号を除く。)の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が新条例第七十一条の二第六項の規定に該当するに至つた場合において課すべき軽油引取税について適用する。

6 施行日前に旧条例第百三十八条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは旧条例第百三十九条第一項各号(第三号又は第四号を除く。)の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日前に軽油引取税の特別徴収義務者が旧条例第百三十八条第六項の規定に該当するに至つた場合において課する軽油引取税については、なお従前の例による。

7 この条例の施行の際現にされている旧条例第百四十六条第一項の規定による特別徴収義務者の登録の申請は、新条例第七十一条の十一第一項の規定による特別徴収義務者の登録の申請とみなす。

8 この条例の施行の際現に旧条例第百四十六条第三項の規定により登録特別徴収義務者の登録を受けている者に係る同項の規定による当該登録特別徴収義務者の登録は、新条例第七十一条の十一第三項の規定による登録特別徴収義務者の登録とみなす。

9 この条例の施行の際現にされている旧条例第百四十六条第五項の規定による登録特別徴収義務者の登録の削除の申請は、新条例第七十一条の十一第五項の規定による登

録特別徴収義務者の登録の消除の申請とみなす。

10 この条例の施行の際現にされている旧条例第百五十条第一項の規定による免税証の交付の申請は、新条例第七十一条の六に規定する用途に係る免税証の交付の申請にあつては新条例第七十一条の十五第一項の規定による免税証の交付の申請と、新条例附則第十二条の四第一項各号に掲げる用途に係る免税証の交付の申請にあつては同条第二項において準用する新条例第七十一条の十五第一項の規定による免税証の交付の申請とみなす。

11 この条例の施行の際現に旧条例第百五十条第四項の規定により交付を受けている免税証は、新条例第七十一条の六に規定する用途に係る免税証にあつては新条例第七十一条の十五第四項の規定により交付を受けた免税証と、新条例附則第十二条の四第一項各号に掲げる用途に係る免税証にあつては同条第二項において準用する新条例第七十一条の十五第四項の規定により交付を受けた免税証とみなす。

12 この条例の施行の際現に旧条例第百四十九条第一項の規定により交付を受けている免税軽油使用者証は、新条例第七十一条の六に規定する用途に係る免税軽油使用者証にあつては新条例第七十一条の十四第一項の規定により交付を受けた免税軽油使用者証と、新条例附則第十二条の四第一項各号に掲げる用途に係る免税軽油使用者証にあつては同条第二項において読み替えて準用する新条例第七十一条の十四第一項の規定により交付を受けた免税軽油使用者証とみなす。

(特定非営利活動法人に対する岐阜県税の特例に関する条例の一部改正)
13 特定非営利活動法人に対する岐阜県税の特例に関する条例(平成十三年岐阜県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。
第四条第二項中「第百三十七条の六第一項」を「第六十六条第一項」に改める。

14 岐阜県乗鞍環境保全税条例(平成十四年岐阜県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第十三条第三項の表第二条の二第二項の項中「第二条の二第二項」を「第二条の二第三項」に、「自動車税及び自動車取得税」を「自動車取得税又は自動車税」に、「自動車税又は自動車取得税」を「自動車取得税又は自動車税」に改める。

平成二十一年三月三十一日印刷
平成二十一年三月三十一日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))